(表 面) 診 断 書(健康管理手当用)

氏	名	明治 大正 年 月 日 男・女 昭和	
居	住 地		
* 1	障害の種類	1 造血機能障害5 脳血管障害9 呼吸器機能障害2 肝臓機能障害6 循環器機能障害10 運動器機能障害3 細胞増殖機能障害7 腎臓機能障害11 潰瘍による消化器機能障害4 内分泌腺機能障害8 水晶体混濁による視機能障害	
※ 2.	上欄の障害を	伴う疾病の名称	
上記の疾病が、伝染病、寄生虫病、先天異常、中毒 等である場合又は労働災害、不慮の事故によるもの である場合等原子爆弾の放射能の影響によるもので ないことが明らかである場合はその旨の意見			
※ 2 0	の欄の疾病	こ係る病状が固定化 1 固定化している	
	いるかどう	かについての意見 2 固定化していない(※2の欄の疾病により今後医療を必要とする期間は、 年 月間の見込み	
	理学的 <u>検</u> 査	大正 年 月 日 男	
		大正 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
₩3	臨床病		
現	品/木/内	「日)	
	理学的	肝機能 血清総蛋白 g/dl AST IU/l γ-GTP IU	
	 検 査	検 金 A / G 比	
	1次 旦.	ヘモケ゛ p ヒ ゙ ソ A l c %	
		腎機能検査(年月日) PSP(15分値) % 濃縮試験最高尿比重	
		血 槽 側 足 (中 月 日) 全腹时 mg/dl (g) mg/dl mg/dl mg/dl mg/dl	
		<u>肺機能測定(年月日) 肺活量 CC 一秒率 </u>	
		血 圧 測 定 (年 月 日) │ 最大 mmHg │最小 mmHg	
		X 胸部 (年 月 日) 腹部 (年 月 日) 運動器 (年 月 日)	
		線	
		14.	
症	その他		
	_ ,_		
	の検査	<u>心 竜 凶(年 月 日) S1 変化 1 変化 小整脈 その他 </u> 内視鏡検査(年 月 日) (組織名	
		科	
		が 7 水晶体混濁の発生に関し 的 0 特 記 す べ き 事 項	
		神経機能検査 (年 月 日) 四肢の麻痺 1 有 2 無 言語障害 1 有 2 無 その他	
	特記すべき事項		
(J	人上のとおり	、 診断します。	
	午	月 ロ ロ	
		医師氏名	

記入上の注意

- 1 この診断書は、健康管理手当の受給資格の認定について、厚生省令で定める障害 (※1の欄の障害)を伴う疾病にかかっているかどうかを証明するものであり、当 該疾病が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合は健康 管理手当は支給されません。
- 2 健康管理手当に係る障害は、通例、日常生活において何らかの支障を生ずる程度のものであり、対象疾病は、次に掲げるものです。
 - (1) 造血機能障害を伴う疾病とは、無形成貧血及び鉄欠乏性貧血がその主なも のである。
 - (2) 肝臓機能障害を伴う疾病とは、肝硬変がその主なものである。
 - (3) 細胞増殖機能障害を伴う疾病とは、悪性新生物及び骨髄性白血病がその主なものである。
 - (4) 内分泌腺機能障害を伴う疾病とは、甲状腺の疾患及び糖尿病がその主なも のである。
 - (5) 脳血管障害を伴う疾病とは、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症及び脳塞栓 症がその主なものである。
 - (6) 循環器機能障害を伴う疾病とは、高血圧性心疾患及び慢性腎炎がその主な ものである。
 - (7) 腎臓機能障害を伴う疾病とは、ネフローゼ症候群及び慢性腎炎がその主な ものである。
 - (8) 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病とは、白内障である。
 - (9) 呼吸器機能障害を伴う疾病とは、肺気腫及び慢性間質性肺炎がその主なも のである。
 - (10) 運動器機能障害を伴う疾病とは、変形性関節症、変形性脊椎症及び骨粗しょう症がその主なものである。
 - (11) 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病とは、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍がその主なものである。
 - 3 ※3の欄には、※2の欄に記入した疾病の状態を最もよく表している検査結果 を詳しく記入してください。